

日本でのI-REC発行について



2023年12月19日
一般社団法人ローカルグッド創成支援機構

- 世界約50カ国（アジア、南米、アフリカ等）で発行される国際的な再エネ属性証書
- RE100、CDP、SBTにも利用可能
- 産地・電源種別などの電源属性が証明され、地域貢献する再エネのI-RECは高く取引される可能性のある仕組み



- 発行国、発行量ともに拡大中。2021年には63TWhの証書を発行

51

ACTIVE
I-REC(E)
COUNTRIES

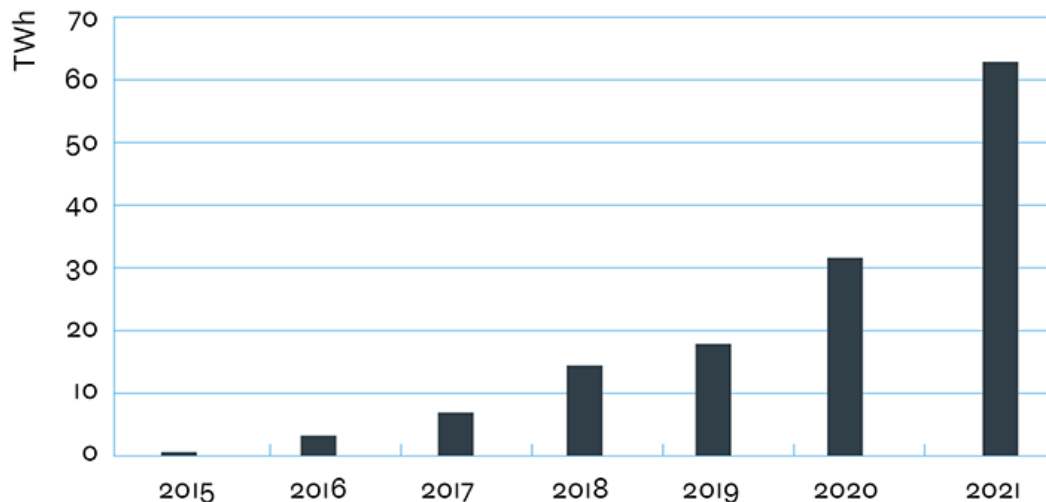
19

ACREDITED
I-REC(E)
ISSUERS

63

TWh I-REC(E)
ISSUED AS OF
2021









Global I-REC for Electricity Issuance (TWh)*







*Source: International REC Standard Foundation

各国の発行主体 (Issure)

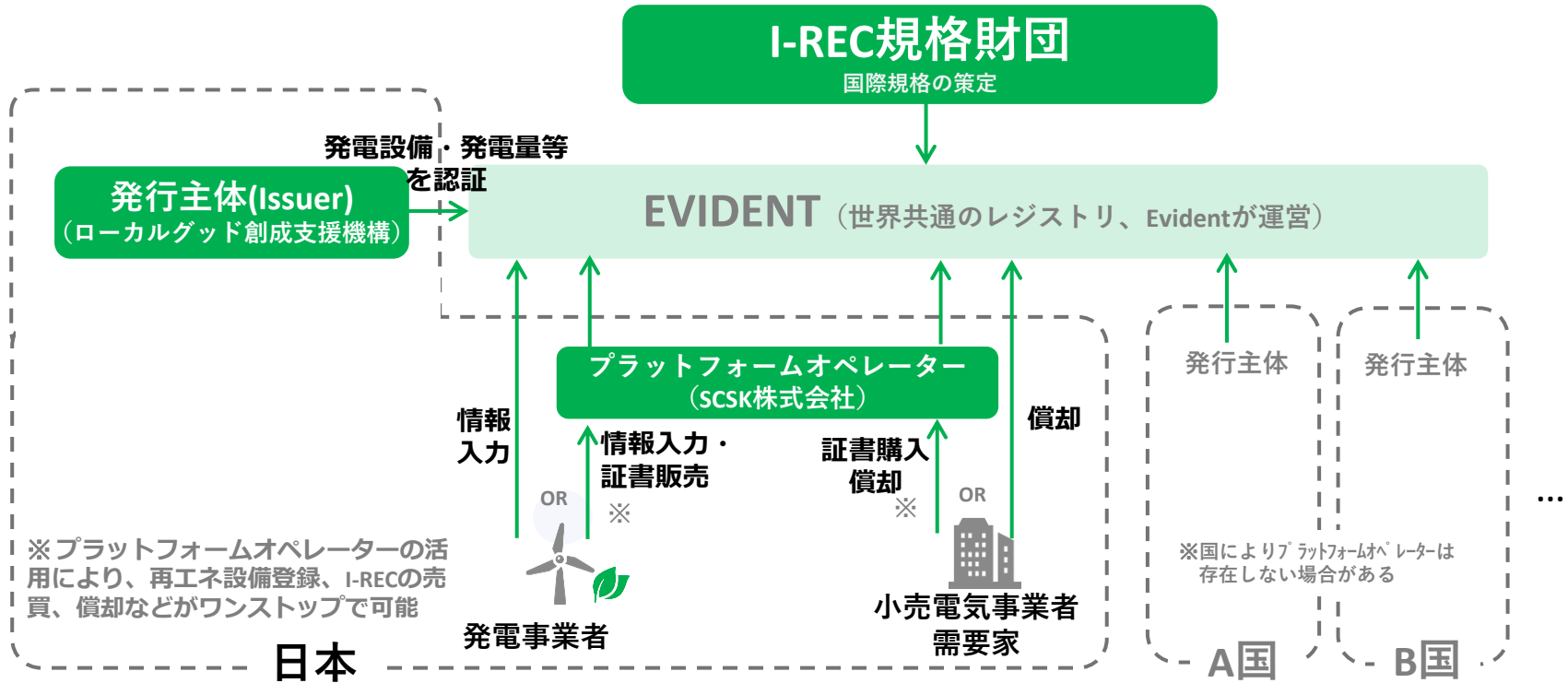
I-REC Accredited Issuers under the I-REC for Electricity Produce Code

Organization	Issuer Type	Issuing in following country
Department of Energy Abu Dhabi 	I-REC for Electricity	Abu Dhabi, UAE
ECSIM (the Center for Studies in Systemic Economics) 	I-REC for Electricity	Colombia
Electricity Generating Authority of Thailand (EGAT) 	I-REC for Electricity	Thailand
ECOJER Association 	I-REC for Electricity	Kazakhstan
ECOSTAR Energy Solutions 	I-REC for Electricity	Zambia
Energy Peace Partners (EPP) 	PRECs (labeled I-REC for Electricity)	Chad, Democratic Republic of the Congo, Somalia, South Sudan, Haiti, Ethiopia
Foton Energy 	I-REC for Electricity	Turkey
Goal Number Seven (GNS) 	I-REC for Electricity	Russia

 Green Certificate Company (GCC)	I-REC for Electricity	Bangladesh, Burkina Faso, China, Costa Rica, Dominican Republic, Egypt, El Salvador, Ghana, Guatemala, Honduras, India, Indonesia, Malaysia, Mauritius, Mexico, Nigeria, Panama, Peru, Philippines, South Africa, Sri Lanka, Taiwan, Thailand, Uganda, Vietnam, Ecuador, Cambodia, Jordan, Morocco (Western Sahara), Oman, Saudi Arabia, Singapore
 Green Energy Services (GES)	I-REC for Electricity	Israel
 Instituto Argentino de Normalización y Certificación (IRAM)	I-REC for Electricity	Argentina
 Instituto Totum	I-REC for Electricity	Brazil
 Lebanon Center for Energy Conservation (LCEC)	I-REC for Electricity	Lebanon
 Local Good	I-REC for Electricity	Japan
 Normex	I-REC for Electricity	Mexico
 Oakley Greenwood	I-REC for Electricity	Australia

 Pakistan Environment Trust (PET)	I-REC for Electricity	Pakistan
 Santiago Climate Exchange (SCX)	I-REC for Electricity	Chile
 Three Pillars Group	I-REC for Electricity	Oman
 World Green Economy Organization (WGEO)	I-REC for Electricity	Dubai

- 日本のI-REC発行主体（Issuer）として、ローカルグッド創成支援機構が指定されている。
- 登録申請、証書売買、証書償却等がワンストップで可能となるプラットフォームオペレーターをSCSKが担う。



（これまでの経緯）

2021年 2月 The International REC Standard Foundationから
日本での発行主体（Issuer）として指定を受ける

2021年 7月 I-REC実証開始

2022年 9月 実証プロジェクトのI-RECを国内初発行

発電事業者	電源	発電容量	小売電気事業者	需要家
高知県梶原町	風力発電	1,200kW	荏原環境プラント (株)	梶原町、町内企業など
鳥取県米子市	バイオマス（消化ガス発 電）	50kW	ローカルエナジー (株)	鳥取県米子市
葛尾創生電力(株)	太陽光発電	1,200kW	葛尾創生電力(株)	葛尾村スマートコミュ ニティ内の企業など

※高知県梶原町と鳥取県米子市は環境省の「脱炭素先行地域」に選定。葛尾創生電力（福島県葛尾村が一部出資）の太陽光発電は東日本大震災からの復興事業の一部として実施。3プロジェクトとも、地域に裨益する再エネ事業として実施されている。

2023年 1月31日 I-REC一般受付開始

		非FIT再エネ		FIT再エネ	
		非化石証書発行なし	非化石証書発行あり	特定卸供給、特定契約	特定卸供給等無し
系統電力		発行対象②	発行対象③	発行対象④	
		グリーン電力証書・J-クレジット発行分はI-REC対象外			
自己託送 自家消費		発行対象①			

※発行対象③で、卸電力市場への販売分かつトラッキング付き非化石証書が発行されている電源はI-RECの発行対象から除く

対象電源に応じて、以下の条件を満たす必要があります。

<条件①：非化石証書を発行している場合>

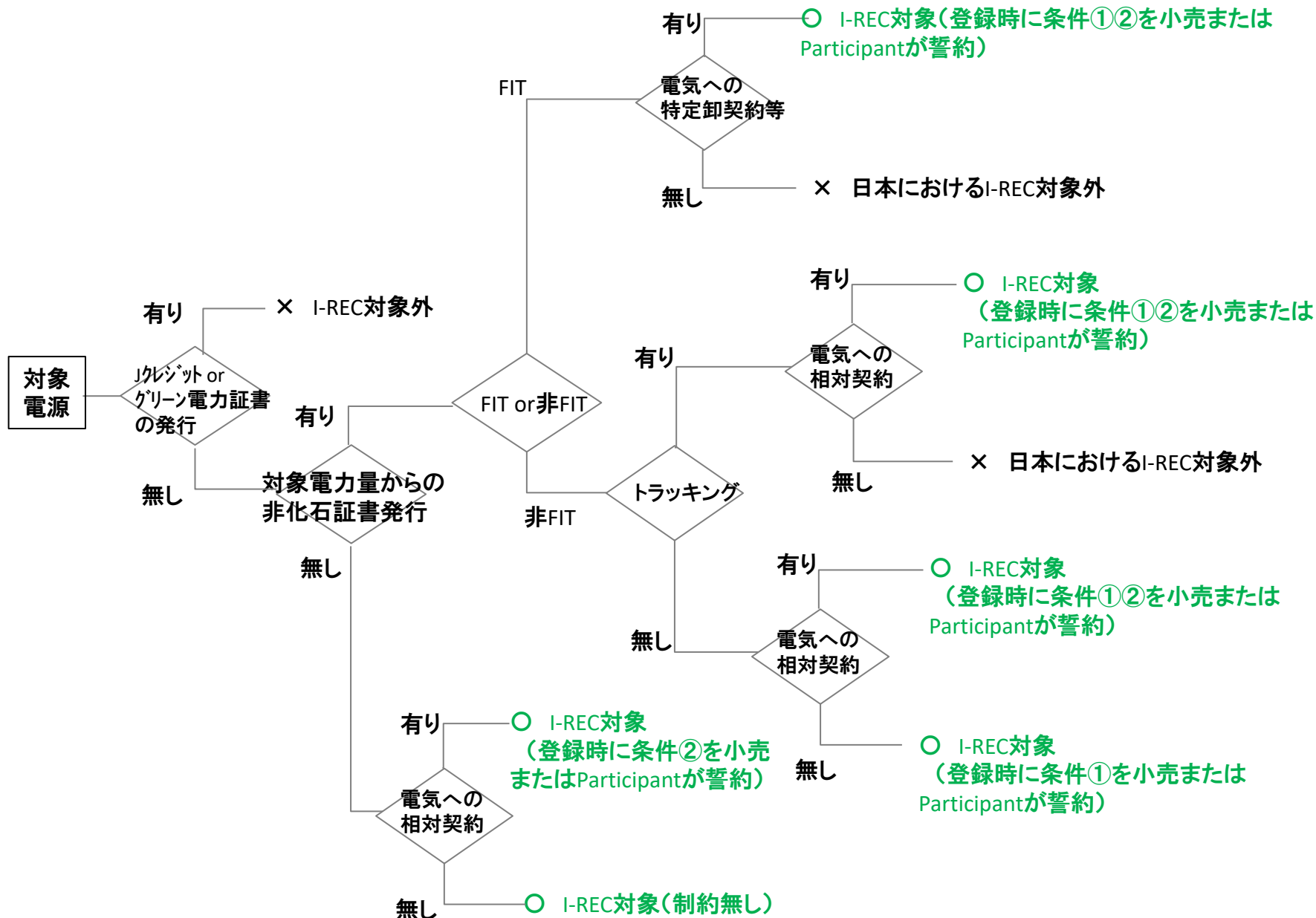
- I-RECを発行する電力量から非化石証書を発行している場合、当該非化石証書の使用先と当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）を一致させ、同じ量の非化石証書とI-RECが償却（使用）される必要がある
(認定された発電量の期間の一致は必須条件ではない)
- 上記の非化石証書がトラッキング付き非化石証書である場合、非化石証書のトラッキング情報とI-RECの属性は、一致したものが償却(使用)される必要がある。

<条件②：電源に相対契約等がある場合>

- I-RECを発行した電源が発電事業者と小売電気事業者との間で、①相対契約、②特定契約、または③一般送配電事業者との特定卸供給契約に係る個別契約が結ばれている場合には、当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）は、当該電源からの電気を消費する需要家※とする。

※当該需要家に当該電気を供給する小売電気事業者をBeneficiaryにすることも可能

対象&条件の確認フロー



発行対象①：自家消費・自己託送（グリーン電力証書やJ-クレジットが発行されていない電源）

発行対象②：非FIT再エネ（非化石証書の発行なし電源）

→ 需要家は、I-REC単独でRE100、CDP、SBTに利用可能
ただし、温対法や高度化法等の日本の制度には利用不可

		非FIT再エネ		FIT再エネ	
		非化石証書発行なし	非化石証書発行あり	特定卸供給、特定契約	特定卸供給等無し
系統電力		発行対象②	発行対象③	発行対象④	
	グリーン電力証書・J-クレジット発行分はI-REC対象外				
自己託送・自家消費		発行対象①			

発行対象③：非FIT再エネ（非化石証書の発行あり電源）

- 需要家は、非化石証書がトラッキング無しでもI-RECと組合せることでRE100、CDP、SBTに利用可能
- 小売電気事業者は、相対契約している電源についてI-RECにより産地や発電所等の電源属性を第三者証明が可能

		非FIT再エネ		FIT再エネ	
		非化石証書発行なし	非化石証書発行あり	特定卸供給、特定契約	特定卸供給等無し
系統電力		発行対象②	発行対象③	発行対象④	
		グリーン電力証書・J-クレジット発行分はI-REC対象外			
自家消費・自己託送		発行対象①			

※発行対象③で、卸電力市場への販売分かつトラッキング付き非化石証書が発行されている電源はI-RECの発行対象から除く

発行対象④：FIT再エネ（特定卸供給分、特定契約分）

→ 小売電気事業者は、I-RECにより産地や発電所等の電源属性を第三者証明可能

		非FIT再エネ		FIT再エネ	
		非化石証書発行なし	非化石証書発行あり	特定卸供給、特定契約	特定卸供給等無し
系統電力		発行対象②	発行対象③	発行対象④	
	グリーン電力証書・J-クレジット発行分はI-REC対象外				
自己託送	自家消費	発行対象①			

■ 需要家視点

- ・ I-RECをRE100、CDP及びSBTに利用可能

	RE100	CDP	SBT	日本の諸制度（温対法、環境配慮契約法、高度化法等）
I-REC (非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジット発行無し電源)	○	○	○	×

- ・ I-RECにより電源が特定されるため、地域でトラブルを起こしている再エネを避け、地域貢献している発電所など応援したい電気を安心して選ぶことが可能

→ **地域共生型で追加性のある再エネのI-RECの取引価格が上がる可能性のある仕組みであり、ローカルにグッドな再エネ推進に寄与**

■ 小売電気事業者視点

- ・ 供給する電気が地域共生型で追加性のある再エネであることを、I-RECにより信頼性を担保しながら提案可能

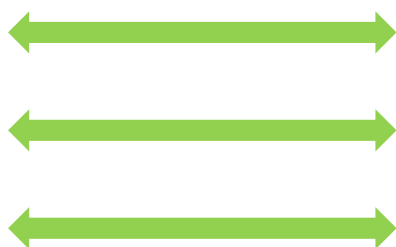
※30分値ごとの発電量を保証するものではありません。

	価値の概要	第三者証明の方法
環境価値 (非化石証書で取引)	・ CO2排出量を減算する価値 等	非化石証書で証明
産地価値 (電気取引に付随)	・ 特定地域で発電された旨を表示・訴求する価値	I-RECで証明
特定電源価値 (電気取引に付随)	・ 特定電源由来であることを表示・訴求する価値	

再エネ電源全体を
第三者証明可能に！

(これまで)

契約により割当



A需要家(1000MWh分)

B需要家(1000MWh分)

C需要家(1000MWh分)

本当にY発電所の電源が
1000MWh割当てられているのかな？
X社を信じるしかないな。

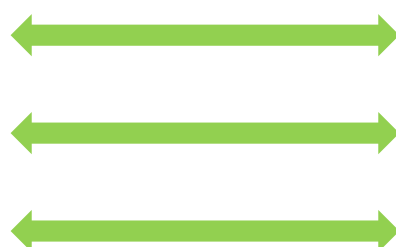
小売電気事業者X社

Y発電所 非FIT再エネ
(3000MWh) を販売



(I-RECによる第三者認証)

割当をI-RECで証明



A需要家(1000MWh分)

B需要家(1000MWh分)

C需要家(1000MWh分)

世界的な第三者認証のI-RECで
証明されているなら安心！

小売電気事業者X社

Y発電所 非FIT再エネ
(3000MWh) を販売

※30分値ごとの発電量を保証するものではありません。

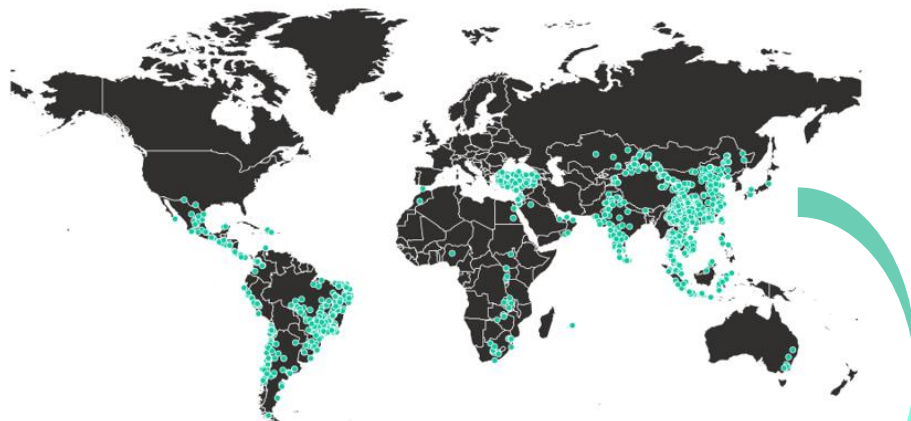
- ・ 太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電、潮力発電、波力発電、海流発電、原子力発電 など

※電源によっては、RE100等に利用できない場合があります。

登録された発電設備はEVIDENTのサイトで公開

Evident.

Device Register Support Registry



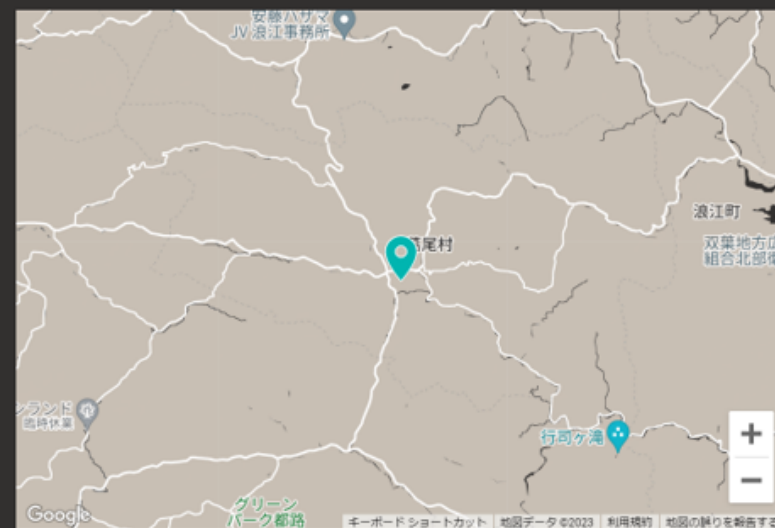
<https://register.evident.global/device-register>

Device Details



Name	Katsuraosousei ochial solarpower plant
Address	Aza ochial63-1 Ooaza ochial,katsurao-mura,futabagun-gun Fukushima-ken
Country	Japan
Commissioning Date	1st December, 2020
Registration Date	1st January, 2022
Expiry Date	31st December, 2026
Technology	PV Ground mounted
Primary Fuel	Solar
Capacity (MW)	1.236
Supported	Yes

Issuer
Local Good



Latitude 37.502876 Longitude 140.768162

(1) 非化石証書・環境価値との関係

- ・日本では、小売電気事業者が販売する系統電力の環境価値は、非化石証書に統一することとなっているため、小売電気事業者はI-RECのみで日本の諸制度に対する環境価値を訴求して電気を販売できない（小売電気事業者が環境価値を訴求するには別途非化石証書を取得する必要）
- ・一方で、需要家に前述の制約は無いため、非化石証書の出ていない再エネのI-RECを取得することで〇〇産〇〇発電所の再エネを利用していると表明することは可能

(2) 日本の産地価値・特定電源価値との関係

- ・日本では、小売電気事業者が供給する系統電力においては、産地や電源種別などの電源属性は電気取引に付随するとされている。小売電気事業者が、これら電気に付随する産地等の属性をI-RECにより第三者証明することが可能。
- ・なお、トラッキング付き非化石証書は「環境価値の由来」をトラッキングするもので、産地価値・特定電源価値はトラッキングしていない。そもそも非化石証書には産地等の電源属性が含まれないため。

(3) 政府の非化石証書の電源証明化の検討との関係

- ・政府は今後、非化石証書を改善し、産地等の電源属性を証明する電源証明型にすることを検討している。
- ・非化石証書が国際的に通用する電源証明になり、再エネごとに証書の価格差が生まれて地域貢献する再エネの価値が高まる仕組みになった場合には、日本でのI-REC発行の終了を検討する。
- ・引き続き、経済産業省とは意見交換を継続する。

(参考) 電気に付随する価値の取引に関する扱い

- 環境価値が付与された系統電気を調達できるという非化石証書のメリットを需要家に訴求するためには、非化石証書の環境価値の位置づけに加えて、トラッキング付非化石証書の発電所情報とPPAの発電所情報の関係を分かりやすく説明していくことが重要となる。
- 今後、実証実験を継続するにあたっては、トラッキング付非化石証書と組み合わせた電気の需要家への訴求内容について検討を進めてはどうか。その訴求内容の検討にあたっては、分かりやすさを図る観点に加え、電源構成等に関する誤認を招かない観点も踏まえた慎重な検討が必要になるものと考えられる。

小売が訴求する価値 概要

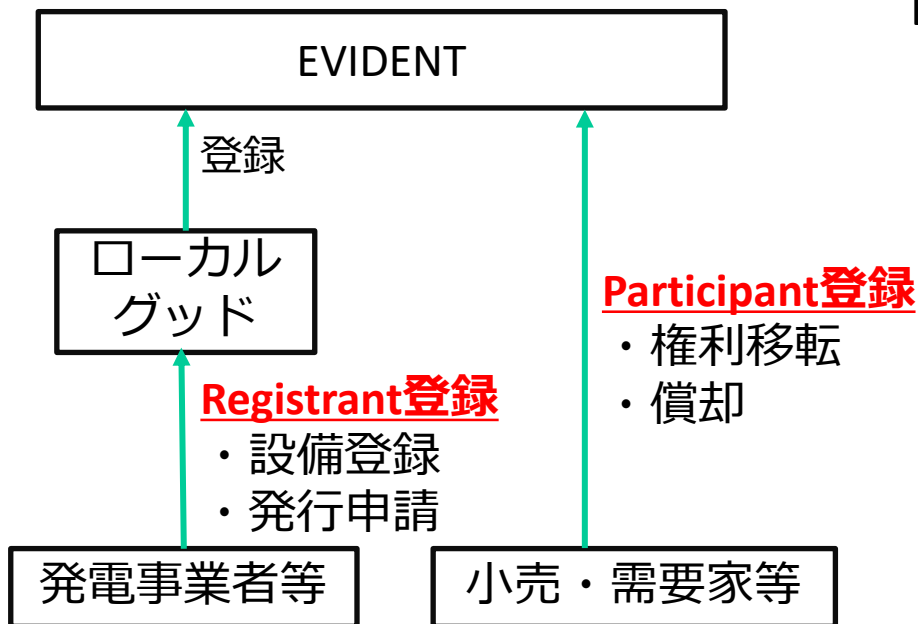
環境価値	非化石価値	高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。
	ゼロエミ価値	小売電気事業者が調整後排出係数算定時に、実CO2排出量を減算する価値。
	環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。
産地価値	電気が特定の地域で発電されたものであることを表示し訴求する価値。	
特定電源価値	電気が特定電源由来のものであることを表示し訴求する価値。	

価値の取引方法



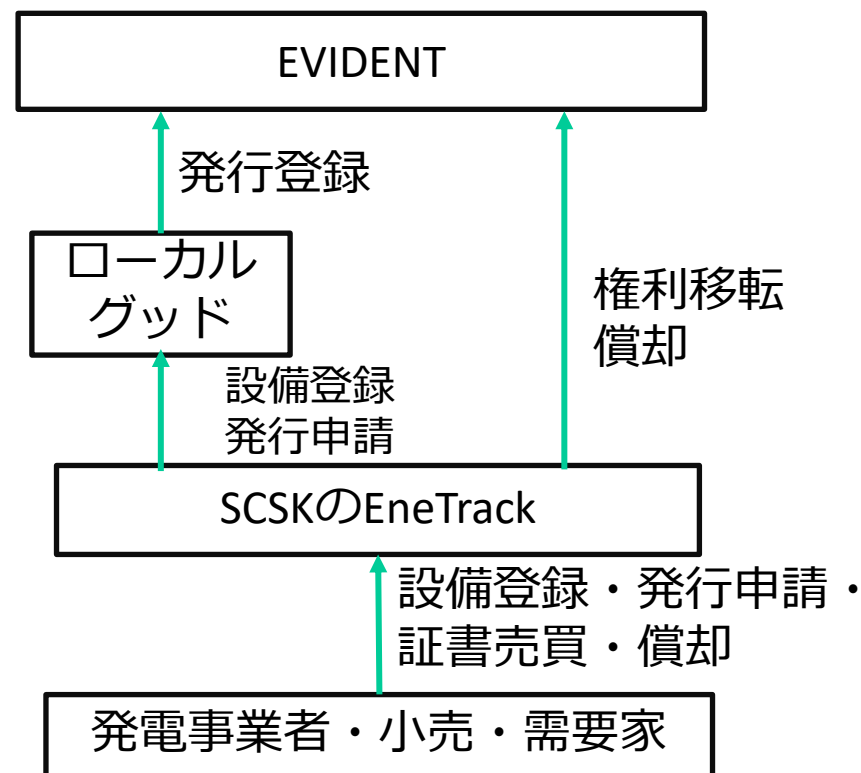
※連系線を利用して電気を調達する場合、JEPXにおいて同一の30分の時間帯に、PPAの契約当事者である小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上である必要がある

①直接申請する方法



※I-REC証書の売買相手は各自で探す必要
※Participant登録等のやりとりは英語

②プラットフォームオペレーターSCSKのEneTrackを活用する方法



①直接申請する場合の必要経費（税抜）

（1）Registrant（ローカルグッドから請求）

- ・発電設備登録料（5年間） 95,000円／設備
※複数発電設備があるが、売電の際の電力系統との連系点（受電点）が1か所などの場合には別途ご相談ください。
- ・I-REC発行料（発電量認定料） 3円/MWh（=0.003円／kWh）

（2）Participant（EVIDENT運営会社のEvidentから直接請求）

- ・One-time trade account opening fee（口座開設料） EUR 500.00
- ・Annual trade account fee（年間口座維持料） EUR 2000.00
- ・Additional redemption account fee EUR 0.00
- ・Redemption fee（償却費用）（per MWh） EUR 0.06

※2023年1月現在の参考金額です。料金改定等がある場合があります。

正確な金額等は直接お確かめください。 <https://www.irecstandard.org/fee-structure-for-market-players/>

②EneTrackを活用する場合の必要経費

SCSKの資料でご確認ください。

<責任分担>

- ローカルグッドの役割は証書発行までです。証書のParticipant間での移転、償却（償却証明書の発行含む）はEVIDENT上で行われ、ローカルグッドは関知していません。

ローカルグッド	Evident
<ul style="list-style-type: none">発電設備登録発電量認定I-REC証書の発行	<ul style="list-style-type: none">レジストリ（EVIDENT）に関すること証書の移転、償却（償却証明書含む）

<証書について>

- I-REC償却証明書はEVIDENT上でPDFで発行されますが、償却前のいわゆる「I-REC証書」についてはEVIDENT上でやりとりされるものであり、PDF等での発行はありません。



This Redemption Statement has been produced for

[Beneficiary Name]

by

[Participant Name]

confirming the Redemption of

10 000

I-REC Certificates, representing 10 000 MWh of electricity generated from renewable sources

This Statement relates to electricity consumption located at or in

[Beneficiary Location]

in respect of the reporting period

2019-01-01 to 2019-06-01

The stated Redemption Purpose is

[Redemption Purpose]



Evident

QR Code Verification

Verify the status of this Redemption Statement by scanning the QR code on the left and entering in the Verification Key below

Verification Key

1 2 3 4 5 6 7 8

[URL to verification area]

Redeemed Certificates

Production Device Details

Device	Country of Origin	Energy Source	Technology	Supported	Commissioning Date	Carbon (CO ₂ / MWh)
Hydro Plant 1	India	Hydro-electric	Run of river	No	2014-01-01	0.000

Redeemed Certificates

From Certificate ID	To Certificate ID	Number of Certificates	Offset Attributes	Period of Production	Issuer
0000-0000-0000-0001	0000-0000-0001-0000	10 000	Exc	2019-01-01 - 2019-03-01	[Issuer Name]

Auditor Notes

This statement is proof of the secure and unique redemption of the I-RECs stated above for the named beneficiary to be reported against consumption in the country during the reporting year stated. I-RECs are assigned to a beneficiary at redemption and cannot be further assigned to a third party. No other use of these I-RECs is valid under the I-REC Standard.

Where offset attributes are 'inc' the device registrant, who exclusively holds the environmental attribute rights, has undertaken never to release carbon offsets in association with these MWh; 'exc' means carbon offsets relating to these MWh may be traded independently at some point in the future.

For labelling scheme information please refer to the scheme's website. Labelling scheme listing may not be exhaustive.

Thermal plant emit carbon as part of the combustion process. Whilst this is not zero carbon, it is generally recognised as carbon neutral where the source is recent biomass.

Q1 他国で発行されたI-RECを購入して、日本でRE100等に利用することはできますか？

A RE100やCDP等では市場バウンダリ規定があるため、他国のI-RECを日本で利用することはできないと聞いています。詳細はRE100等にお問合せください。

Q2 国際的にI-REC証書の売買価格はどれくらいなのですか？

A 証書売買は個別になされているため、国際的な取引価格についてI-REC規格財団でも情報を取得していません。ただし、電源（設置場所、発電開始からの経過年数、電源種別、補助金サポートの有無、持続可能性ラベルの有無など）によって価格が大きく異なるとされています。

Q3 発電設備に蓄電池が併設されている場合はどうなりますか？

A 蓄電池の取り扱いについては、規定変更が予定されているため、個別にご相談ください。審査にお時間がかかる場合があります。

Q4 混焼バイオマスの申請方法はどのようなのですか？

A 個別にご相談ください。審査にお時間がかかる場合があります。

Q5 離島にある発電設備も対象になりますか？

A 対象になります。

I-REC証書発行の手続き (直接申請する場合)

- **ステップ 1** Registrant（登録者）になる
- **ステップ 2** 発電設備登録をする
- **ステップ 3** 発電量を登録し、証書発行申請する

- 発電設備を保有する法人
※委任状による手続きの代理も可
- 発電設備の保有者からI-RECを発行し所有することを認められた法人
(小売電気事業者等)

次の1～4をメールにてローカルグッド（irec@localgood.or.jp）に送付

1 I-REレジストリ申請フォーム **※英語で記載**

※次の2通りの提出方法があります。

(1) 代表者サイン（又は代表者印）の画像挿入をしてWordで提出

(2) 代表者サイン（又は代表者印）付きをPDFで提出（この場合、サイン無しWordも提出）

2 標準利用規約（サインor記名・押印して、PDFで提出）

※提出いただいた後、ローカルグッドのサインをし、PDFで返送します（紙のやりとりは無し）

※基本的に本標準利用規約の文言調整は行うことができません。

3 申請法人の履歴事項全部証明書

4 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）

5 誓約書（サインor記名・押印して、PDFで提出）

※審査のためローカルグッド創成支援機構が追加で書類を求める場合があります。

※資料はEvidentに共有されます。

Registrant（登録者）になるとEvidentから

レジストリ（EVIDENT）のID・passが送付されます。

- Registrant (登録者) とParticipant (参加者) 両方になる場合
I-RECLレジストリ申請フォームに当該箇所をチェックし、
前述のRegistrant (登録者) のための手続きをローカルグッドに行うと、
EvidentからParticipant (参加者) に係る契約締結の連絡があります。
※提出資料がローカルグッドからEvidentに共有されます。

- Participant (参加者) のみになる場合
EVIDENTヘルプデスク (英語) helpdesk@evident.global

- 1 EVIDENT画面への入力（レジストリ利用者ガイド（Registrant登録者）参照） **※英語で入力**
※発電設備登録フォーム（Production Device Registration Form）の記載内容と一致させてください。
- 2 添付書類（PDF等でEVIDENT画面にアップロード）
 - ① 発電設備登録フォーム（Production Device Registration Form）のPDF **※英語で記載**
※責任者サインor記名・押印
※1の画面入力と記入が重複し、二度手間の個所があります。I-REC規格財団に改善要求をしておりますが、恐縮ですが当面は本運用でお願い申し上げます。
 - ② 発電所の写真（外観がわかるもので可）
 - ③ 発電設備の所有者または発電者が分かる書類
（FIT認定通知書、給電申合書、各種許認可書、償却資産申告書（収受印付）など）
 - ④ 単線結線図（後述）
 - ✓ 発電設備所有者、発電者、Registrantいずれかのサインor印が必要
※担当者のサイン（または印）で可（所属、氏名を記載）
 - ✓ 英語で説明書きが必要
 - ⑤ （Registrantと発電設備所有者（または発電者）とが異なる場合）
発電設備所有者（または発電者）による「属性の生成と所有の宣言」
※発電設備所有者（または発電者）代表者サインまたは記名・代表者印押印
※この場合も③の添付が必要

ステップ2 発電設備登録の手続き（2）

- ⑥（非FIT電源であって、非化石証書を発行している場合）
 - ・非FIT非化石電源認定ポータルサイトの画面キャプチャ（下図）などの非化石電源登録や非化石証書発行が分かる書類
- ⑦（申請する電源について、発電事業者と小売電気事業者との間で、①相対契約、②特定契約、または③一般送配電事業者との特定卸供給契約に係る個別契約が結ばれている場合）
 - ・（相対契約、特定契約の場合）当該契約書のコピー（一部で可）など契約が分かる書類
 - ・（特定卸供給契約の場合）一般送配電事業者からの「承諾書」など
- ⑧（申請する電源の電気をJEPXで売電している場合）
 - ・JEPXに売電していることが分かる資料（個別に相談）

⑨発行申請時に提出する発電量の証拠書類（P33参照）のサンプル

※審査のためローカルグッド創成支援機構が追加で書類を求める場合があります

The screenshot shows a web interface for registering a power source. At the top, it displays 'HGDF003', '非化石電源変更画面', and the date '2021年04月25日' with a 'ログアウト' link. Below this is a 'メニュー' link. The main section is titled '設備情報' (Equipment Information) and contains several input fields:

- 発電設備区分* (Power Generation Equipment Category): 太陽光 (Solar)
- 発電設備名* (Power Generation Equipment Name): A
- 発電出力(kW)* (Power Generation Output): 64.0
- 運転開始日* (Start Date): 2005/04/01
- 設備所在地(都道府県)* (Location): 北海道 (Hokkaido)
- 設備ID (Equipment ID): A000000Z00
- 設置者名* (Installer Name): 実演 (Demonstration)
- 申請日* (Application Date): 2021/04/15
- 運転終了日 (End Date): (Empty field)
- 設備所在地(都道府県以降)* (Location (Prefecture and below)): 札幌市清田1 (Sapporo City, Kiyota 1)

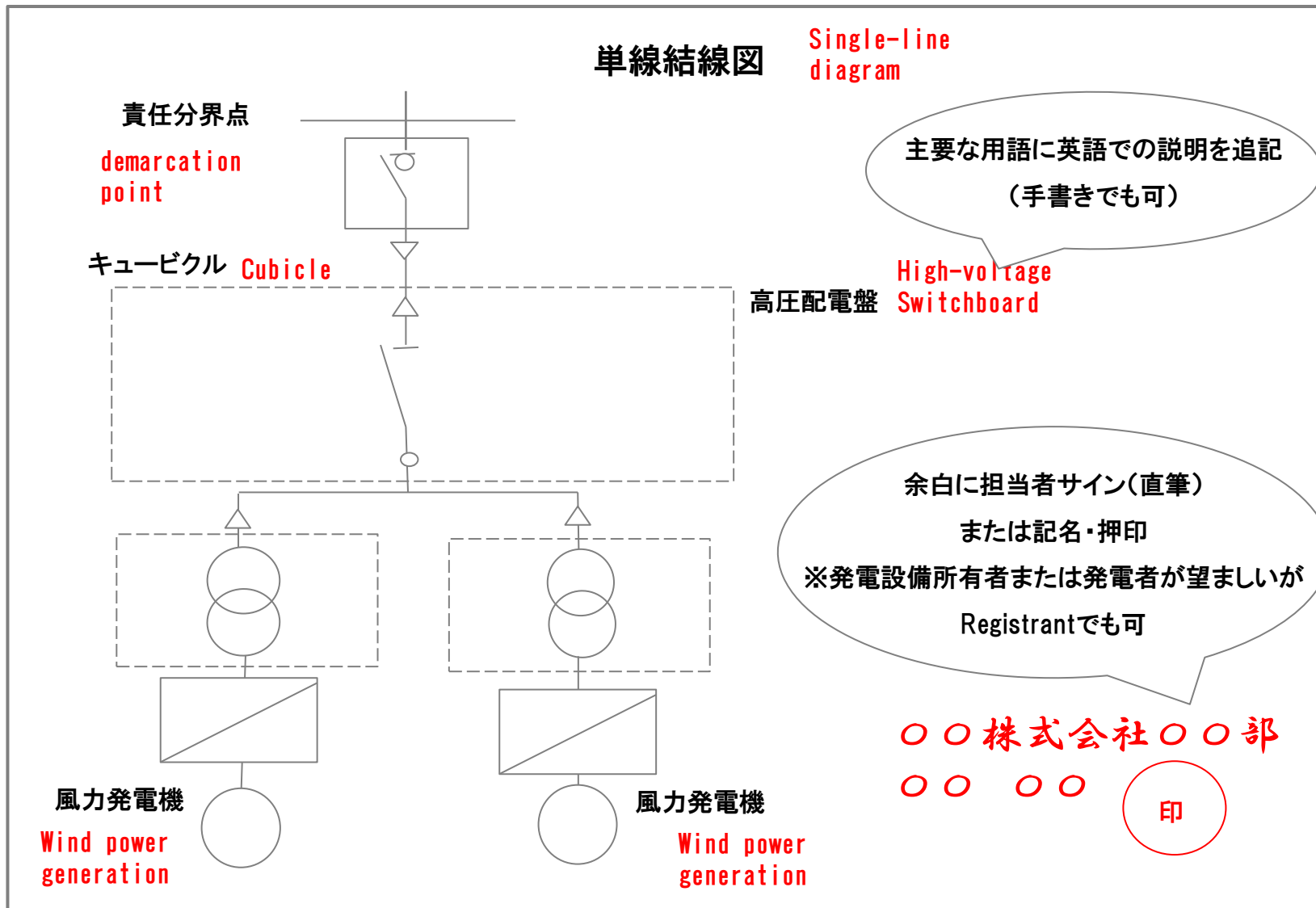
Below the equipment information is a 'ステータス情報' (Status Information) section:

- 設備ステータス* (Equipment Status): 審査結果OK (Review Result OK)
- 登録日時 (Registration Date): 2021年04月25日
- 更新日時 (Update Date): 2021年04月25日
- 認定結果理由 (Certification Result Reason): (Empty field)

At the bottom right, there are three buttons: '変更' (Change), '削除' (Delete), and '戻る' (Back).

非FIT非化石電源認定ポータルサイト
非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料
(経済産業省、BIPROGY) より

(参考) 単線結線図の説明書き・サイン(印)の例



※上記はイメージ図であり実際の単線結線図とは異なります

1 EVIDENT画面への入力（レジストリ利用者ガイド（Registrant登録者）参照）**※英語で入力**
※発行依頼フォーム（Issuing Request Form）の記載内容と一致させてください。

2 添付書類（PDF等でEVIDENT画面にアップロード）

①発行依頼フォーム（Issuing Request Form）のPDF **※英語で記載**

※責任者サインor記名・押印

※1の画面入力と記入が重複し、二度手間の個所があります。I-REC規格財団に改善要求をしておりますが、恐縮ですが当面は本運用でお願い申し上げます。

②対象期間の認定申請する発電量が確認できる書類

※証拠書類が複数となる場合には合計発電量がわかるExcelシートを添付

（1）系統電力の場合

一般送配電事業者からの受電電力量が記載された資料 など

（2）自家消費の場合

・検定済計量器写真

対象期間始期と終期の発電電力量の計量器指示数がわかるもの

※故障等により、対象期間内に計量器取替があった場合は、旧計量器の取外指示数、新計量器の取付指示数を示す写真が必要

・補機がある場合には補機使用電力量がわかる書類 ※機機消費分は認定対象外です

（補機に関する使用電力量計、または補機容量と稼働時間を記載した運転月報など）

※審査のためローカルグッド創成支援機構が追加で書類を求める場合があります

<発電設備登録>

- ・登録発電設備の設備容量(kW)の下限はありません。
- ・発電設備所有者の変更があった場合、改めての申請と登録料が必要です。
- ・I-RECを発行する電力量から非化石証書を発行する場合や対象電源に相対契約等がある場合には **小売電気事業者またはParticipant（参加者）の誓約が必要**になります。

※詳しくは発電設備登録フォームでご確認ください。

<発行申請>

- ・1MWh以上からの発電量登録&発行申請が可能です（1MWh以上であれば、1.234567MWhといったように小数点以下6桁まで可能）

※同じ年で1MWh以上とする必要があります。年をまたぐ場合は分けて申請の必要があります。

※発行要求が承認された後、発行される証明書を期間ごとに分割することはできません。

（例）対象期間が6月1日から7月31日である場合、2ヶ月分の発電量に対する証書を発行することは可能ですが、発行後の証書を6月分と7月分に分割することは不可能です。月別の証書の必要が見込まれる場合には、月別のデータに基づいて発行申請をすることを推奨します。

- ・対象となる発電量の一部のみを発行申請することも可能ですが、後日残りの発電量について発行申請することはできません。
- ・発行申請時に、I-REC証書を引き渡すParticipant（参加者）を指定する必要があります。
（EneTrackのマーケットプレイスを利用する場合にはSCSK株式会社にお問い合わせください）

(1) 発電設備登録時の「有効登録日」は、発電設備登録の申請日に応じて次のとおり遡ることが可能です（有効登録日において既に発電設備が運転開始している必要）。

- ①申請日が1月1日以降4月10日まで：有効登録日は、前年1月1日以降指定可能
 - ②申請日が4月11日～8月10日：有効登録日は前年7月1日以降が指定可能
 - ③申請日が8月11日以降12月31日まで：有効登録日は当年1月1日以降が指定可能
- ※申請日は、必要書類が全て揃いEVIDENTで受理された日です。

(2) I-RECの発行は、発行申請の申請日に応じて、次のとおり対象発電量を遡ることが可能です。※発電設備登録時の「有効登録日」以降の発電量に係るものとなります

- ①申請日が1月1日以降5月5日まで
：前年1月1日以降の発電量に係るI-REC発行申請が可能
- ②申請日が5月6日～9月5日：前年7月1日以降の発電量に係るI-REC発行申請が可能
- ③申請日が9月6日以降12月31日まで
：当年1月1日以降の発電量に係るI-REC発行申請が可能

注(1)(2)とも、申請日とは、申請に必要な全ての情報が入力または添付され、EVIDENTにより提出された日です。書類不備等により申請日が期限を超えた場合について、発行者は責任を負いかねます。申請いただいてからローカルグッドからの書類不備連絡には一定の時間がかかりますので、当該時間を考慮に入れ、必ず期限内に余裕を持って申請ください。

ステップ 1 Registrant（登録者）登録
書類不備がなければ 2～3 週間程度

ステップ 2 発電設備登録
書類不備がなければ 1 週間程度

ステップ 3 発電量登録 & 発行申請
書類不備がなければ 1 週間程度

- ※ 発行開始当初の一定期間は、ローカルグッドに加え、GCCにおいてダブルチェックがされるため、上記より遅くなる場合があります。
- ※ 蓄電池併設、混焼バイオマス、イレギュラーなケースは上記よりお時間をいただく場合があります。
- ※ 混雑等により標準処理期間より遅れが見込まれる場合には、ローカルグッドのWEBサイトにてお知らせします。

OI-REC証書の「発行」に関すること

お問合せ先：（一社）ローカルグッド創成支援機構 irec@localgood.or.jp
（メールでお願いいたします。）

※今後、できる限り柔軟かつ合理的な手続きに改善していきたいと思っています。
改善要望等は上記メールアドレスに随時ご連絡ください。

OI-REC証書の移転、償却に関すること、EVIDENTに関すること

お問合せ先：I-REC規格財団 secretariat@irecstandard.org または
EVIDENTヘルプデスク helpdesk@evident.global
※ともに英語で問合せが必要

OSCSKのEneTrackに関すること

SCSKの資料をご確認ください。

（一社）ローカルグッド創成支援機構は、I-RECを通じ、
地域貢献し追加性のある再エネの価値向上を目指します

(概要)

・地域新電力や自治体中心の団体

70会員（地域新電力27、自治体20、企業・団体20、大学3） ※2023年8月時点

(事業内容)

- ・地域新電力支援（システムやノウハウの共有、需給管理トレーニング、新電力連続講座、電源の共同調達など）
- ・RE100事業者へ再エネ電力供給の共同提案
- ・再エネの共同開発
- ・自治体向け脱炭素基礎研修 & 脱炭素先行地域勉強会
- ・毎月3種類の会合（地域新電力勉強会、まちづくり勉強会、実務者会合） → ネットワーク構築にも

ローカルグッド

全国各地の
地域新電力・自治体
ローカルにグッドな企業



共有・協力できる
プラットフォーム



ノウハウ



システム



専門人材
(弁護士など)



電源

<https://localgood.or.jp/>



受賞等

- ・2019年度「環境省グッドライフアワード」（環境省主催）環境大臣賞受賞
- ・環境省発行の「環境白書」（令和元年版）に弊機構の取組が掲載
- ・小泉環境大臣による「国・地方脱炭素実現会議における地域脱炭素ロードマップ策定に係るヒアリング」において政策提言（2021年2月）
- ・国の制度・事業に対し、会員参加でローカル視点で意見を伝える：
→ 4府省に計26回/年の意見交換（21年度実績）



委員等（これまで）

- ・経産省 地域共生型再生可能エネルギー顕彰制度検討会 委員
- ・環境省 カーボンニュートラルに向けた都市地域炭素マッピング等イノベーション手法研究会 委員
- ・環境省 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会 委員
地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会 委員
- ・内閣府 地方創生ゼロカーボン推進業務 委員
- ・自治体 川崎市など4自治体の脱炭素関係の検討会等 委員

自治体等向け研修実績（一部）

- ・総務省 自治体職員向け地域脱炭素初任者研修」（2泊3日）全体コデネット
- ・環境省 自治体職員向け地域再エネセミナー（全10回）全体コデネット

